

ボランティア、協同労働、 そしてCC共済

黒川 俊雄（慶応大学名誉教授／協同総研顧問）

目次

- 1、ボランティアとは何か
- 2、ボランティアはなぜ始まったのか
- 3、ボランティアから協同労働が始まったのはどうしてか
- 4、資本が労働を使う資本主義の下で労働が資本を使う協同労働の担い手はどんな問題にぶつかるのか
- 5、協同労働の担い手は、雇用労働者でなくて農漁民、自営業者、中小企業者に近い
- 6、農漁民、自営業者、中小企業者に低所得世帯が多い根本的な原因は何か
- 7、農漁民、自営業者、中小企業者に低所得世帯が多くなるように「市場経済」全体の仕組みを歪める土台になっているのは雇用労働者の低賃金構造である

（以下次号）

- 8、「市場経済」全体の仕組みを歪める土台になっている低賃金構造を克服するナショナル・ミニマムの軸となる最低賃金制の法制化が重要な課題になってきている
- 9、「市場経済」全体の仕組みを歪める土台になっている低賃金構造を克服する共同行動のなかで、空洞化しつつあるコミュニティを再生する土台をつくるのがCC共済である

1、ボランティアとは何か

結論から先に言ってしまうと、ボランティアとは、労働の対価を目的とするのではなく、人と地域に役立つことを目的として自由意志によって自発的に仕事をすることである。このように言っても、日本では“ボランティアでやって”などと言うと、無償で働くことだと思われてきている。それどころか“ボランティアは無償でなけ

ればならない”と言うのが常識のようにさえなってきた。ところが、ボランティアの本質は、日本語で「自発的」と訳されている“Voluntary”から来ていることでも判るように、人々が自由意志によって自発的に仕事をするということである。

しかし、日本では戦前から“義務だからやらなければならない”（その裏では“義務でなければやらなくてもいい”）という考え方を植え付けられてきたために、“自

由意志で自発的に” などと言われてもピンとこない人が少なくない。そして“上”から強要される「義務」と自分自身が取る「責任」との区別がつかなくなってきたのである。

実際、戦前日本国民は“臣民”といわれて“天皇陛下のため”とか“お国のため”とか、さらには“自分を使ったださる雇い主のため”とかで働かなければならないということで、“無償で奉仕する勤労”や“安い給料で奉仕する労働”を「義務」づけられてきた。だから現在でも“ボランティア活動をする”と言っても、“無償で奉仕しなければならない”とか“安いお給料でも奉仕しなければならない”という「義務」的な意識から抜け出せないのである。そして現在でも“サービス残業”などと言って、賃金に割増しのつく「時間外労働」を無償でやらされてしまったり、「教育改革」と称して政府が学校の生徒に「奉仕活動」を「義務」づけたりするようになってきている。

2、ボランティアはなぜ始まったのか

では、それにもかかわらず、最近日本でも人々が自由意志によって自発的にボランティア活動をはじめの人が増えてきているのはなぜだろうか。

“人と地域に役立つことを目的とする仕事”と言えば、そういう仕事で費用の掛かる事業は、政府、行政の「公共事業」として主に税金によって行われるようになった。しかし資本主義経済の下では、営利を目的とする企業がこの「公共事業」を請け負ってむやみやたらに拡大し、必要以上の、或いは必要以外の無駄なことまでやるよう

になりがちである。だがそれでいて“人と地域に役立つことを目的とするきめ細かな仕事”はおろそかにされがちなのである。それゆえこういう事態に対して、“権威ある組織”の指令や動員によって無駄な公共事業に反対する大衆運動や、地域に役立つ事業を要求する大衆運動が組織されてきた。

しかしそれだけではいまだに“人と地域に役立つこと”はおろそかにされがちなので、このことを目的とするきめ細かな仕事を自由意志によって自発的に行う人が出てきた。そういう人は始めのうちは自分の財産や本来の職業などで生活に必要な所得が得られるような“中産階級”と言われるような人びとが多かった。だからこういう人びとは、その仕事で労働の対価を目的として働くようになったわけではないし、ましてや営利を目的として事業をやるようになったわけでもない。

では、このような“人と地域に役立つことを目的とするきめ細かな仕事”というのは、具体的には何か。改まって言えば、貧困の問題、そして福祉、医療、環境、エネルギー、教育文化などの問題を解決していく仕事である。これらの仕事は、根本的には、人権と平和にかかわることである。だが、このような仕事は、それに取り組み始めたときには“お金になるような仕事”ではないので営利を目的とする事業活動としてはなおざりにされがちだった。したがって、労働の対価を目的とする雇用労働によっても担われなかった、しかも、このような仕事は、時が立てば立つほど不十分なままで放置されてきたので、始めのうちは時間面でも金銭面でも比較的にゆとりのある人びとによって行はれてきた。

だから“無償でもよい”ということでも『国民生活白書』（平成12年版）でも「対価を目的としない無償性」がボランティアの重要な要素とされてきたのである。

3、ボランティアから協同労働が始まったのはどうしてか

ボランティアはたしかに時間面でも金銭面でも比較的ゆとりのある人びとによって行われはじめた。ところが、時が立つにつれてそういう人びとだけでなく、雇われてきた会社などを退職したり解雇されたり、事業がだめになって失業したりして、今までより少ない所得しか得られなくなってしまった人びとや低所得の人びとによっても行われるようになってきた。それほど本当に“人と地域に役立つことを目的とするきめ細かな仕事”がおろそかにされてきたのである。

しかしこういう新たに加わろうとしている人びとがボランティア活動をしようと思っても、その仕事では所得を得られないために、ボランティアの自由意志による自発性が妨げられてしまうので、せめて交通費や食費などの「実費」だけでも支払われるようにしようということになってきた。

日本より早くからボランティア活動が盛んになってきたヨーロッパ諸国でも低所得の人びとがボランティア活動に参加できないというようなことのないように、交通費、食費などの「実費」から始まって、必要な人には「労働の報酬」も支払われるようにしようということになってきた。

いまの日本でも、『国民生活白書』（平成12年度版）によれば、ボランティアは「実費」も「謝礼」「報酬」も一切受け取るべ

きでないと考える人の割合が『国民生活選好度調査』で1993年の30%から2000年の19%に低下してきている。

ここではっきりさせておかなければならないのは、「労働の報酬」と「労働賃金」の違いである。「労働賃金」というのは雇用労働者が自分の体の中にあるエネルギーである労働力をその買い手である雇い主に売って消費させることによって、雇い主に労働させられるという自分を犠牲にする労働に対する償いという意味で労働基準法第11条に言う「労働の対償」である。ふつう「労働の対価」といわれている。ところが「労働の報酬」というのは、人間の労働の役立ちに対する報いという意味である。そしてボランティアの場合、その労働が人と地域に役立つだけでなく、その過程で創られてくる「人と人との結合」のなかで自分自身を人間として成長させ発達させるのであるから、何も償われる必要はない。ただ労働すれば人間の体の中にあるエネルギーにほかならない労働力が消費されるので、その再生産費である生活費が賄われなければ、労働力を自分で消費することによって労働を続けていけなくなる。

そこでこのような「労働の報酬」を労働するボランティアの事情に合わせて支払われるような仕組みが必要になる。そのような仕組みとして創られてきたのが“営利を目的としない”という意味の「非営利組織」・NPOである。

しかし、このNPOは「寄付」に依存したり、国や行政の「補助金」に依存したりすることが多いので、ボランティア活動してきた人びと自身が「寄付」や「補助金」に頼るのではなく、また人に雇われるのではなく、みんなで出資して協同組合の組合

員として人と地域に役立つことを目的とする事業を、自分たちで経営したり、物づくりやサービスしたりする労働をその担い手がお互いに対等な関係で行うという意味で出資・経営・労働が三位一体となった「協同労働の協同組合」を創り、「労働の報酬」を支払われるようにしてきたのである。

4、資本が労働を使う資本主義の下で労働が資本を使う協同労働の担い手はどんな問題にぶつかるのか

ただ“出資・経営・労働が三位一体”と言っても、今の資本主義経済の下では、何か仕事に就いて働こうとすれば、資本をすでに持っている人に雇われることによってあてがわれた「職務」に就かされなければならない、というのが常識となっている。とくにたくさんの人びとと一緒に働かなければならない仕事の場合、大きな資本を持っている人に雇われて働かされると言う形で、労働が資本に使われるのでなければ、仕事ができないということになっている。だからこういう資本主義経済の下で雇われて働かされる場合、資本を使いこなす経営にかかわる労働は、物づくり労働や、サービス労働の上に立っていてこれらの労働と対立しがちである。しかもこの対立は、事業活動で「資本の自己増殖」という営利を目的とし、その目的で株式発行や借入金そして土地買収などによって資本を大きくすればするほど敵対的な関係になりがちである。だから営利を目的とするのではなく、人と地域に役立つことを目的としてみんなで出資してその資本を使いこなす経営にかかわる労働と、物づくり労働およびサービス労働をその担い手がお互いに対等な関係で

協同労働を行うと言っても、そうすることは決して生易しいことではない。なぜならば、協同労働は、もっぱら資本が労働を使うという資本主義経済が支配的で資本と労働とが敵対的になりがちな世の中で、逆に、協同して労働が資本を使うという困難な仕事を通じて“新しい働き方”を具体的に追求していかなければならないからである。

協同組合が生易しいものでないというのはこれだけではない。資本主義経済の下では雇用労働で生活している人が多いので、ボランティアや協同労働の担い手のことを“無償で働く連中”“低賃金で働く労働者”と非難する人が少なくない。なぜならば、こういう“連中”や“労働者”が、労働組合による雇用労働者の賃金上げや労働条件引き上げの闘いの“足を引っ張る”ことになっており、“長引く不況”で失業している人を低賃金でも雇用されざるをえなくしていると思うからである。だがそう思うのは偏見である。なぜだろうか。

5、協同労働の担い手は、雇用労働者でなくて農漁民、自営業者、中小企業者に近い

協同労働の担い手の中に、“低賃金で”というよりも「労働賃金」とは違う「労働の報酬」が低くても働いている人が多いのは確かである。しかし協同労働の担い手は、雇用労働者と異なり、ただ労働しているだけでなく出資して事業を経営しているので、雇用労働者のように自分の労働力をその買い手である資本をもった雇い主に売ってその消費である労働を雇い主のものとしてさせられているわけではない。協同労働

平成12年度万県酒世帯数分布										
	総数	雇用者世帯								
		総数	内兼業主	内会社役員	内一般兼業主	企業別規模			1月以下 年未済契約 の雇用者	日又は 月未済契約 の雇用者
						30人未満 酒	30-999 人	1000人以上 及び官公衆		
実数戸	8,093	4,801	4,808	383	4,250	998	1,843	1,413	120	42
200万円 未満	1,304	240	240	9	231	108	108	19	29	12
200万円 未満 割合 (%)	16.2	4.9	5.2	2.3	5.4	13.3	3.8	1.3	3.6	28.8
	総数	自営者世帯			その他の世帯					
		総数	内雇用人あり	内雇用人なし	総数	所得を伴う仕事 をしている 者がいる	所得を伴う仕事 をしていない 者がいない			
						523	1,661			
実数戸	8,093	1,108	472	636	2,184	523	1,661			
200万円 未満	1,304	147	28	119	876	90	788			
200万円 未満 割合 (%)	16.2	13.3	5.9	18.7	40.1	17.2	47.3			

厚生労働省「平成12年国民生活基礎調査」より作成

の担い手はその労働を自分のものとして行っており、協同の中で組合員1人ひとりが経営にも責任を持っている。むしろ農漁民、自営業者、中小企業者に近い。

農漁民、自営業者、中小企業者は、協同労働の担い手のように協同労働を行っていないとはいえ、やはり出資し、経営し、労働している。ただ協同労働の担い手のように協同の中で組合員1人ひとりが責任を持っているのではなくて、生産物またはサービスを供給するために必要な手段である原材料や道具、機械設備などの「自分の労働にもとづく個人的な私的所有」によって個人として自分が責任を持っている。もちろんその労働を、雇用労働者に分担させ、出資を持ち株などという形で分担させているような形はあるにせよ、資本を使いこなす経営にかかわる労働はもとより、物つくり労働やサービス労働を自ら行っている。それゆえ一定期間の売上高または事業高か

ら生産物またはサービスを供給するために使われた原材料、道具、機械設備の減価償却などの費用を差し引いた「付加価値」額で、他人を雇用している場合にはその雇用労働者の労働力の再生産費である労働賃金を支払い、事業を継続し、できれば拡大するために資金や土地を借りる利子や地代を確保し「利益」を得ても自分および一緒に働いている家族、親族の労働力の再生産費である「労働の報酬」を得るのが当然である。この「労働の報酬」は「労働賃金」になぞらえて「自家労働賃金」略して「自家労賃」と呼ばれている。だが厳密に言えば、自分の労働力をその買い手である雇い主に売っているわけではないから、労働力の需要と供給の関係によってその価格が「労働の対価」という形で「労働市場」で直接に決定されるわけではない。協同労働の担い手の「労働の報酬」も、このような農漁民、自営業者、中小企業者の「労働の報酬」に

近い。

ただ協同労働の担い手は、「労働の報酬」を「労働賃金」にならって一定のルールで支払われるので、それを「労働賃金」だと思いついでしまいがちである。しかし経営が破綻すれば、協同の中で組合員の1人ひとりの責任で自分の「労働の報酬」を引き下げ、不払いにせざるを得ないという点では同じである。

現在、農漁民、自営業者、中小企業者は、“長引く不況”で労働力だけでなく、物やサービスが売れなくなっている。そのために減少した売上高・事業高から生産物やサービスを供給するために使われた原材料費を契約どおりに支払い、道具、機械設備の減価償却を計画どおりに実施することも困難になり、借入金の利子や地代も契約通りに支払えなくなっている。そして他人を雇用している場合にはその雇用労働者の生計費をもともと賄いきれないような低賃金をさらに切り下げたり、不払いを続けたりしても、事業を継続するために必要な最小限度の「利益」はおろか、自分と一緒に働く家族・親族の生計費を賄いきれないような少ない「労働の報酬」しか「自家労賃」として確保しえないような人が増えてきている。そのような結果として農漁民、自営業者、中小企業者の低所得世帯の比率が高まってきているのである。

厚生労働省の『国民生活基礎調査』（平成12年版）では、今まで示されていた「農耕世帯」が示されなくなり、中小企業者世帯はもともと示されていないので、この『調査』に示されている「自営業者世帯」を見てみよう。（表1）のように「自営業者世帯」の年間所得200万円未満という低所得世帯の比率は、13.3%となっている。これ

は「雇用者世帯」の5.9%よりもかなり高い。しかも「雇用者世帯」の中で低所得世帯の比率が最も高い従業員30人未満の小企業の「雇用者世帯」と比べてみても、これが10.6%だから、これよりも高い。そして、この「自営業者世帯」のなかで「雇い人なし」が18.7%だから、5.4%の「雇い主あり」よりも低所得者世帯の比率が高い。

このような『調査』から自営業者の低所得世帯が多いことは明らかである。農漁民、中小企業者も、この「自営業者」ほどではないとしても、低所得世帯が多いことは推測できる。ちなみに年収200万円というのは、まともに働けない生活困窮者に最低限度の生活を保障する生活保護法の単身世帯の基準に相当する。だからまともに働いても生活保護基準を下回る低所得世帯がこんなにあることをこの「調査」は示しているのである。

6、農漁民、自営業者、中小企業者に低所得世帯が多い根本的な原因は何か

では、現在、99%を占める工場、事業所を持っている中小企業者や自営業者、農漁民に低所得世帯が多いのはなぜか。

“長引く不況”でもできるだけ利潤を極大化しようとしている大企業は、一次、二次、三次などという「下請」「請負」「家内労働」を利用して、中小企業者、自営業者、農漁民の「下請け代金」「請負報酬」「内職工賃」の単価を切り下げてきている。また、かれらを大企業との「不公正競争」やかれらの間の「過当競争」に追いついで物の販売価格やサービス料金を引き下げざるを得ないようにしている。だからその下げられた単価や販売価格、サービス料金では、減

少した売上高・事業高から、生産物、サービスを供給するために使われた原材料、道具、機械設備の減価償却の費用を計画どおりに確保できなくなっているのに、他人を雇用している場合にはその雇用労働者の生計費を賄えるような賃金を支払えない上に、事業を継続するために必要な最小限度の利益はおろか、自分および一緒に働く家族・親族の生計費を賄いきれないような「労働の報酬」しか残らなくなっている。それだけでなく、大企業の工場・事業所の閉鎖や海外移転などによって一方的に契約を変更されたり、打ち切られたりする。にもかかわらず、重い国税、地方税だけでなく、売れただけ間接税、消費税も納めなければならないのである。

このような大企業を頂点とするピラミッド型の「大企業体制」の“トップダウン”方式によって「市場経済」全体の仕組みが日本ではとくに歪められてきている。しかもこの歪みがアメリカ極集中のグローバルイゼーションによって一層甚だしくなっている。

実際“バブル崩壊”後の“長引く不況”で増加した「不良債権」をかかえる銀行、金融機関にたいして、政府・行政はアメリカの強い要請によって「不良債権処理を加速させる」と称して、大企業のためには債権放棄をさせながら、公的資金の投入も辞さないとしてきている。だが中小企業者、自営業者、農漁民などの中には、長引く不況でいままでのような仕事が来なくなっているため、仕事に来るのを待っているのではなくて、“地域づくり”“仕事おこし”によって事業を再生する計画をつくり、銀行・金融機関と相談しながらこれを実行することによって経営を立て直し

て金融再生法の債務者への貸し出し基準のランクを「破綻懸念先」から「正常先」へ向けて引き上げさせようと努力している人が増えてきている。ところがそのランクを引き下げる方向で立て直しに必要な最小限度の貸し出しさえも銀行・金融機関にさせないような「金融システム」を政府はつくってきているのである。

事実、大手の銀行、金融機関はその資金を貸し出すよりは安全だと思って国債購入に振り向けながら“貸し渋り”“貸し剥がし”を行って中小企業者、自営業者、農漁民を経営破綻に落とし込んでいる。

このような結果として中小企業者、自営業者、農漁民は、低所得世帯が多くなっているだけでなく、倒産、廃業などによって減少してきている。そしてこのようにして減少する中小企業者、自営業者、農漁民などの代わりとして、協同労働の担い手、さらにはボランティアを、大企業はもとより、政府、行政も直接、間接に利用するようになってきている。それゆえ協同労働の担い手が「下請」「請負」「委託」など、いままで通りの枠組みで仕事を取って事業活動を行なっても、その対価としての「報酬」や物の販売価格・サービス料金を、協同労働する人びとの生計費はおろか事業経営にかかる必要最小限度の費用も償えないほどの低い単価でしか支払われなくなっている。そしてこのような状況の下で地域経済も商店街も衰退し“空洞化”しつつある。

だが見落としてならない点は、このような衰退と空洞化の中でも「地域振興」や「商店街活性化」を目指して、地域の中小企業者、自営業者、農漁民はもとより、協同労働の担い手やボランティアが加わり何よりも地域に住み、地域から通勤する人びとが

参加して“地域づくり”“仕事おこし”に立ち上がり始めていることである。しかもいままでのように、どこか“上”から、あるいは“外”から仕事に来るのを待っているだけではなく、地域で“みんなが元気になる”ような福祉、“みんなが健康になる”ような医療、“みんなが学びあい、平和に暮らせる”ようにする教育、“みんなが住みやすく、通い合える”ような環境をめざして地域づくり、仕事おこしをすすめる、それぞれの分野の専門家の協力を得て、政府、行政と折衝しながら、行政が動くのを待っているのではなく、行政を動かすはじめている。このようにして事業活動を地域の中小企業者、自営業者、農漁民、協同労働の担い手やボランティアが進めていくようになれば、地域に通勤してきている人びとも連携して、大企業を頂点とするピラミット型の「大企業体制」の“トップダウン”方式によって歪められている「市場経済」全体の仕組みを正していけるような力量をもつことができる。

そのためには、大企業の「下請」「請負」、政府・行政の「委託」などの支配関係や大企業との不公正競争を排除していくために、独占禁止法関連の現行諸法規を活用できる条項は活用しながら抜本的に改正させ、必要ならば新しい法律を制定させる共同行動を組織する必要がある。しかしそれだけでは「市場経済」全体の仕組みにおける歪みを正していくことは出来ない。なぜならば、日本では「大企業体制」とこれを支える「金融システム」の“トップダウン”方式によって「市場経済」全体の仕組みが歪められる土台になっているのは、「労働市場」における低賃金構造にほかならないからである。

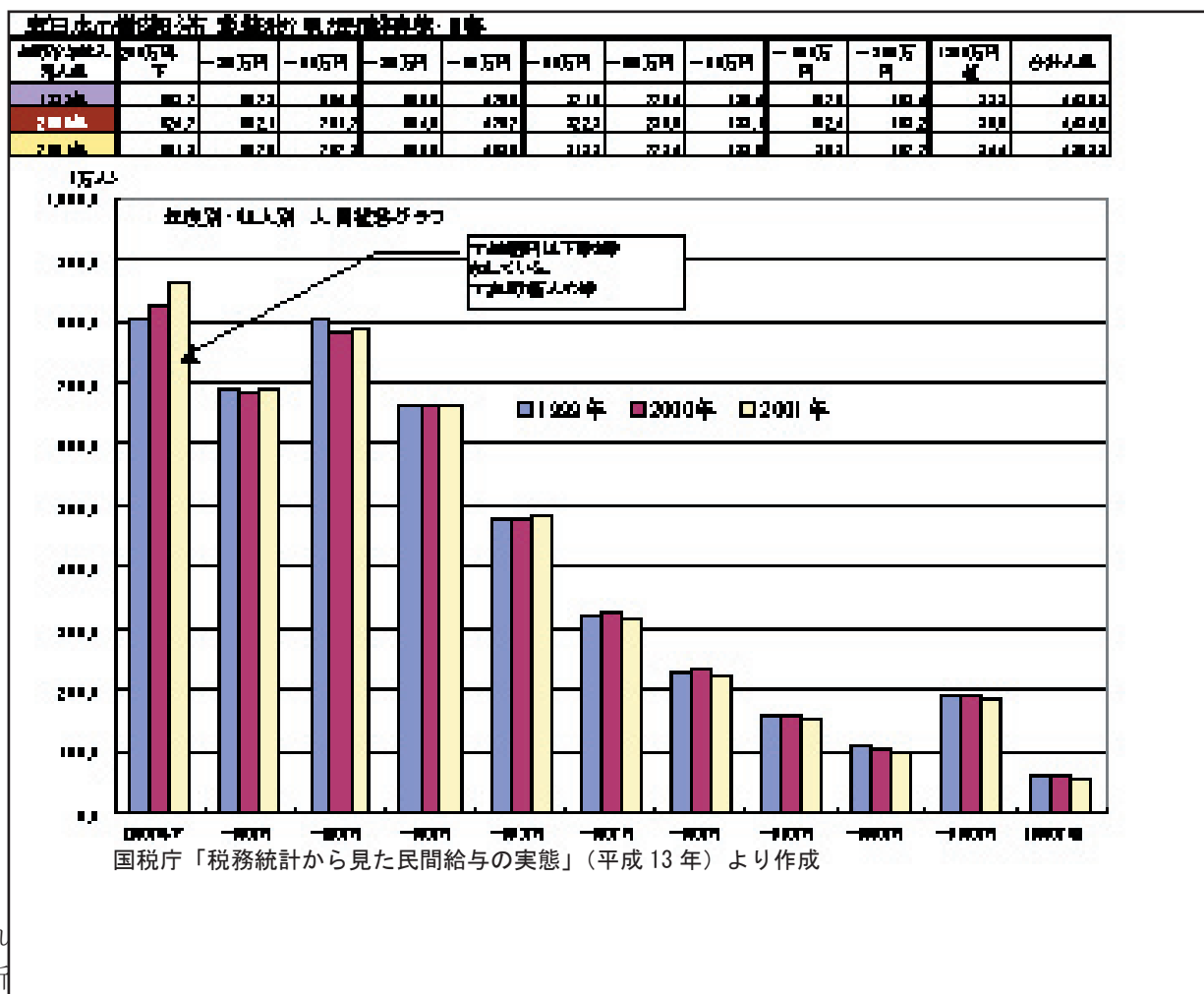
7、農漁民、自営業者、中小企業者に低所得世帯が多くなるように「市場経済」全体の仕組みを歪める土台になっているのは雇用労働者の低賃金構造である

では、日本でピラミット型の「大企業体制」と「金融システム」のトップダウン方式によって「市場経済」全体の仕組みが歪められる土台になっている低賃金構造というのは具体的にどうなっているのだろうか。

(表2)を見ればわかるように賃金階級分布で、年収200万円以下の層が最も多いだけでなく、増加してきている。

すでに参照してきた(表1)の『国民生活基礎調査』で、賃金所得で生活する人を中心とする「雇用者世帯」を見ると、その年間所得200万円未満という低所得世帯の比率が、従業員1000人以上の大企業と官公業の場合には1.3%となっており、低所得世帯の比率は著しく低い。従業員30人以上1000人未満の中企業の場合には5.8%となっており、低所得世帯はやや多くなるが、まだ少ない。ところが、すでにのべた従業員30人未満の小企業となると、10.6%になり、低所得世帯はぐんと多くなってしまふ。また「正規」でない雇用形態の世帯をみると、一ヶ月以上一年未満契約の「季節雇い世帯」の場合23.6%、日々または一ヶ月未満契約の「日雇い世帯」の場合28.6%と低所得世帯が著しく多くなっている。

以上のように、この『調査』で「雇用者世帯」の低所得世帯の比率をみると、雇用される企業の規模が小さくなればなるほど低所得世帯が多くなり、雇用形態が正規でなくな



れ
所

になっているために低所得世帯が多くなっていることが判り、低賃金構造がどうなっているかが推測される。

しかし、正規でない雇用形態としては、この『調査』には示されていないが、その他に「パートタイム」という形態がある。このパートタイムは時間当たり賃金を支払って働かせる雇用契約で、就業が不規則なことを前提にして、法的には「均等待遇の原則」によって労働時間の長い短い以外では「正規」と差別されないはずであるが、日本では時間当たり賃金額その他一時金や退職金、企業内福利でも差別されることが多い。それゆえパートタイムは、就業が不

ただ日本では、欧米諸国のように、時間当たり賃金額を「賃率」とする制度が採られていないので、時間外労働賃金の計算基準としては算出されるとしても、正規雇用労働者が自分に支払われている賃金額を時間当たりいくらになるか考えても見ないために、パートタイム雇用労働者との差別を意識せず、単なる“不規則就業者”としか思わない。しかも所定労働時間働く“フルタイム・パートタイマー”も少なくない反面、“アルバイト”とか“フリーター”とか呼ばれて、「パートタイマー」は自分の都合に合わせて不規則に就業する者とし

か思われぬ

しかし、雇い主の側からは、「正規」と差別した時間当たり賃金額の安さなどで、経営の都合に合わせて就業させることによって人件費を節約できる労働力としかパートタイマーを扱わないことが多い。

このほかに「正規」でない雇用形態として「派遣」という新しい形態がある。この派遣は、1985年労働者派遣法が制定施行されて以来、派遣事業者が雇用する労働者を派遣先が使用するという形態で、形式的には労働基準法、職業安定法で禁止されている「中間搾取」の派遣事業を規制するという口実で新しくつくられ、その後「業務の範囲」などの規制が緩和されることによって増えてきている。日本ではとくにこの派遣労働者は派遣先からだけでなく、「派遣元」からも無権利状態に置かれ、いつ派遣契約を打ち切られて失業するかわからないので、“低所得不規則就業者”になりがちである。

このように正規でない雇用形態が新たに現われて、低賃金構造はますます“地盤沈下”してきている。しかも現在「大企業体制」の下で“リストラ”と称してやはり“トップダウン”方式で人減らしや企業倒産、廃業が強いられ、失業者や半失業者が増加してきているためにこの“地盤沈下”に拍車がかけられている。現在、半失業者を除いた「完全失業者」の労働力人口に対する割合にはかならない「失業率」が総務省の「労働力調査」で2001年7月以来5%の大台に乗ってから、10月20日付『朝日新聞』で富士通社長が「失業率5%は一つの通過点に過ぎない。もっと上がって初めて雇用の流動性を高める起爆剤になる」と述べているのは、この“地盤沈下”

に拍車がかけられることへの期待感を露骨に示したものである。

「雇用の流動性」というのは、「労働市場」で失業者が就業意欲をもって、どんな低賃金でも長時間労働やきつい労働も我慢して働こうとして他の求職者と競争して職探しに歩き回ることである。そうなれば、低賃金構造は一層“地盤沈下”して、これを土台にしてピラミット型の「大企業体制」と「金融システム」の“トップダウン”方式による「市場経済」全体の仕組みがますます歪められていくことになる。

このような低賃金構造の“地盤沈下”に対して、労働組合が賃金引上げや労働時間短縮などの要求をしたり、“賃金よりも雇用を確保する”などと主張したりして闘おうとしても、満足に闘えなくなっている。たしかに、すでに見たように『国民生活基礎調査』で「雇用者世帯」のなかの従業員1000人以上の大企業と官公業の場合、低所得世帯の比率が著しく低い。これは、大企業と官公業労働者の労働組合への組織率が比較的に高く、その労働組合の

(以下、次号へ)

下線は原稿の一部です。(編集部注)